

優秀学生顕彰事業 (JASSO's Student of the Year) の創設

日本学生支援機構

一 趣旨

日本学生支援機構(以下「機構」という)では、勉学、文化芸術活動、スポーツ活動及び社会貢献活動において優れた業績をあげた学生・生徒(以下「学生」という)を顕彰する事業を創設しました。

近年、高等教育への進学率の向上に伴い学生も多様化し、中には無気力な者も見られるようになりました。しかし、多くの学生は真面目に堅実に学業その他の活動に打ち込んでいます。この顕彰事業は、こうした多くの学生の中で特に優れた者を顕彰して他の学生の模範としようとするもの

です。

こうした優れた学生を顕彰し励ますことにより、多くの学生に「がんばろう」というメッセージを送りたいと考えています。現代は豊かな社会になり、それほどがんばらなくても食べていける世の中になりました。フリーターやニートの増加などの背景にはこうした事情もあるのでしょうか。しかし、長い人生を過ごすのに、食べていけるだけで満足していいのでしょうか。様々な形で社会に貢献して、自己実現を図ることが大切なのではないでしょうか。学生時代はそのための準備をするためであるといってもよいでしょう。その期間にがんばった人にエールを送るのがこの顕彰事業です。

二 事業の概要

(一) 対象者

① 学校種と学年

対象となる学校種は高等教育機関です。学年は、一定の学業その他の活動の実績を見るため、概ね在学期間の後半期間に在学する者としています。

具体的には

- 大学学部・第三学年以上
- 短期大学・第二学年以上
- 高等専門学校・第五学年以上
- 専修学校専門課程・第二学年以上

としています。なお、大学院生については、機構の第一種奨学金の貸与者で特に優れた業績をあげた者に対する返還免除制度が導入されていることもあり、この顕彰事業の対象としていません。

② 推薦基準

対象となる者は、機構の目的を踏まえ、機構の奨学生または第二種奨学金の推薦基準を満たす程度の学生としています。ちなみに、第二種奨学金の推薦基準における家計基

準は、四人家族の給与所得の上限の目安が二〇〇〜三〇〇万円程度となっています。(家族構成その他の事由により若干異なります。)

(二) 申請区分

学生の業績として次の三つの区分を設定しています。

A 専攻分野で高い業績をあげた学生が対象です。客観的な評価ができるよう、国際学会や全国規模の学会における発表、国際的学術誌やそれに匹敵する国内の学術誌への掲載を条件とします。学術誌については、査読つきのものを対象とします。学内者を対象とする年報や紀要などは対象となりません。

B 芸術・文化の国際的コンクールやオリンピックやパラリンピック等の国際的なスポーツ競技会で優秀な成績を収めた学生が対象です。具体的には、入賞者が対象になります。

また、日本を代表する全国規模のコンクールや団体等のスポーツ競技会で優勝するなどの最高位又は準優勝など最高位に準ずる成績を収めた学生が対象になります。

なお、団体競技においては、その成績を収めるにあたってリーダー的役割を果たし、最も貢献した学生とします。

C 専攻分野の学業成績が所属する学科等で上位二〇%以内の者で、ボランティア活動等の社会貢献活動において顕著な功績を残したものが対象になります。上位二〇%の確認は学校の長に行っていただくこととしています。ア 学生の自発的意志に基づくもの、イ 継続的に行われるものを対象にします。また、その功績が社会的にも高い評価を受けていることを要求します。具体的には、行政や公的機関から表彰を受けた者、一般の人々の目に触れる新聞・雑誌等に紹介され社会的に大きな反響があったものが対象になります。活動が独創的で先導的なもので、新しいボランティア活動の形態を切り開くようなような活動を期待しています。また、選考に当たっては、ボランティアなどの社会貢献活動が、その学生の将来にどのような意味をもっているかといった観点も重視します。

(三) 申請・推薦手続き

個々の学生は所属する学校に申請をし、学校の長が推薦基準に合致しているかどうかを確認して機構に推薦していただきます。機構から学校に対する募集案内は、六月に送付する予定です。また、学校から機構への推薦は八月末に締め切る予定です。なお、学生が学校の長あてに申請する

期限については、各学校が事務の都合を勘案して個々に決めていただきます。なお、推薦に当たっては、掲載論文、学会のプログラム及び表彰状等の写し、演奏のテープ・CD、紹介された新聞、雑誌の記事のコピー等、功績を客観的に判断できるものを添付してください。

(四) 顕彰を受ける学生の決定・顕彰式等

顕彰を受ける学生は、学術、文化芸術、スポーツ、社会貢献の各分野の専門家等からなる委員会が候補者を選考していただき、機構の理事長が決定します。顕彰式は一月末から二月初旬を予定しています。

(五) その他

被顕彰者には奨励金を交付します。大賞は、五〇万円、優秀賞は三〇万円、奨励賞は五・二〇万円としています。

なお、個人情報保護の観点から、取得した情報のうち住所、電話番号等は公表しませんが、顔写真、所属、活動歴・内容、将来に関するエッセイなどは奨励のため機構の機関誌などに掲載します。

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)
平成一七年度優秀学生顕彰事業 募集要項

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)は、平成一七年度の優秀学生顕彰事業による顕彰の対象となる学生及び生徒を、次のとおり募集する。

一 目的

この事業は、一般の寄附者から寄せられた寄附金を財源に、経済的理由により修学に困難がありつつも優れた業績を挙げた学生及び生徒を顕彰し、勉学並びに文化芸術活動、スポーツ活動及び社会貢献活動の一層の促進を奨励・援助し、もって二一世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的とする。

二 資格と条件

この制度による顕彰の対象候補者は、我が国の大学(学

部に限る。以下同じ。)の第三学年以上、短期大学の第二学年以上、高等専門学校第五学年以上、専修学校専門課程第二学年以上(以下「大学等」という。)に在籍し、機構の奨学金を受給している者等(旧日本育英会で採用された者、及び各大学等において機構の第二種奨学金の推薦基準を満たしていると認める者を含む。)で、在学中の業績について、次に掲げるABCのいずれかの条件に該当する学生及び生徒とする。

- A 専攻分野の学業で極めて優秀な成績を収めた者で、国際的又は全国的規模の学会等での発表や国際的又は全国的規模の学術誌への掲載等すぐれた功績が認められる者
- B 文化・芸術の国際的コンクール、又はオリンピックその他の国際的なスポーツ競技会等で優秀な成績を収めた者
- 文化・芸術の日本を代表する全国的規模のコンク

ル、又は国民体育大会等の全国的スポーツ競技会等で最高位もしくはこれに準ずる成績を収めた者
 なお、団体競技においては、その成績を収めるにあたって最も貢献した者

また、専攻分野との関係は問わない。

C 専攻分野の学業で優秀な成績を収めた者(学業成績が本人の属する学部(科)の上位五分の一(二〇%)以内の者)で、学生本人の自発的意志に基づき行われた計画的・継続的なボランティア活動等の社会貢献活動(活動内容が特定の政治、宗教、営利の目的に偏っているものは除外する。)が顕著な成果を残し、行政や民間の公益団体等公的な機関から表彰を受け社会的に特に高い評価を得た者、又は新聞雑誌等に掲載され社会的に特に高い評価を得た者、或いはこれらに準じた功績等で同等の評価ができると学校の長が認めた者

三 顕彰人数と奨励金

(一) 大賞：A、B、C 各一名程度(Bについては文化・芸術関連で一名、スポーツ関連で一名)、奨励金五〇万円
 (二) 優秀賞：A、B、C 各五名程度(Bについては文

化・芸術関連で五名、スポーツ関連で五名、奨励金三〇万円

(三) 奨励賞：予算の範囲内において、人数、奨励金(五万円～二〇万円)を決定する。

四 申請

申請は、在籍大学等の長が行うこととし、大学等の長は、候補者が前記「資格と条件」に合致するか否かを審査の上、以下の書類により機構理事長に推薦するものとする。

なお、申請書は申請者本人が記入するものとする。

- (一) 日本学生支援機構 優秀学生顕彰事業 推薦書(別紙様式1)
- (二) 日本学生支援機構 優秀学生顕彰事業 申請書(別紙様式2)
- (三) 申請書の一四、一五、一六のいずれかの項目への記載事項を証明する関係書類

五 被顕彰者の決定及び通知

被顕彰者は、候補者の実績、将来性などの観点からなされる選考委員会の厳正な審査を経て決定し、推薦のあった

大学等の長に結果を通知するとともに、機構のホームページ等で公表する。

なお、面接試験を実施することがある。その際、面接会場までの往復旅費は機構が負担する。

六 顕彰の方法等

機構理事長は、入賞者に表彰状及び奨励金を授与するものとする。なお、機構理事長は、表彰状及び奨励金の授与を顕彰者の在籍する大学等を通じて行うことがある。また、二資格と条件で規定するコンクール等で多額の賞金を得た者については、奨励金は授与しない場合がある。

七 締切

関係書類の提出期限は平成一七年八月三十一日(水)(消印有効)とする。

八 関係書類の送付先及び照会先

〒一六二・八四二二 東京都新宿区市谷本村町一〇・七
 独立行政法人 日本学生支援機構

政策企画部 広報課
 電話：〇三・三三二六九・四二六一(大代表)
 FAX：〇三・三三二六九・〇七五〇
 E-mail：kouhou@jasso.go.jp
 (注) 書類提出の際は、封筒の表に内容物を朱書きするのと。

例：優秀学生顕彰事業申請書等在中

記入いただいた情報(「顔写真」を含む)は、本事業の選考と顕彰にのみ利用します。その他の目的には利用されません。
 ただし、被顕彰者については、顔写真と申請書の記載内容(住所、電話番号、FAX番号、Emailアドレス、機構奨学金の受給期間及び奨学生番号を除く)を機構の機関誌等に掲載するなど、本事業の広報に使用する場合もあります。

詳細は本機構のホームページをご覧ください。
<http://www.jasso.go.jp/kensyo/index.html>

平成一七年度優秀学生顕彰事業 募集要項に関するFAQ

Q1 「資格と条件」について、なぜ大学院生は対象でないのですか。

A1 大学院生には、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けた学生について、優れた業績をあげた大学院生を対象とした卒業時の返還免除制度が導入されたためです。

判断するなら申請できます。

Q4 現在、専攻科に属しているのですが申請できますか。
A4 申請できます。

Q5 「資格と条件」の「第二種奨学金の推薦基準」とは、どのようなものでしょうか。

Q2 外国人留学生は対象になりますか。
A2 この事業は、外国人留学生は対象としておりません。なお、本機構では、私費外国人留学生に対しては私費外国人留学生等学習奨励費という奨学金給付事業を実施しています。

A5 学力は次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校等における成績が平均水準以上の者
- ② 特定の分野において、特に優れた資質能力があると認められる者
- ③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

Q3 現在、休学していますが、申請できますか。
A3 「資格と条件」に合致し、大学等で、推薦に値すると

年収・所得の上限額については（四人世帯の目安）
国公立大学の大学生の給与世帯一、二九二万円程度、

私立大学一、三四二万円程度、国公立大学の大学生の給与所得以外の世帯七五六万円程度、私立大学の大学生の給与所得以外の世帯、八〇七万円などとなっています。

go.jp)で照会してください。

他の学校区分を含めて、詳細は本機構のホームページを参照してください。

Q8 「資格と条件」のBにある「国際コンクール……等で優秀な成績を収めた者」の「優秀」は、どの程度のレベルを指しますか。

http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html (下段の「奨学金ガイド2005」)

A8 入賞（入選）レベルまでは推薦いただいて結構です。

Q6 「資格と条件」のAにある、学術誌は、学校の年報、紀要及び学内誌も認められますか。

Q9 「資格と条件」のBの「国際的なスポーツ競技会」には、パラリンピックやスペシャルオリンピックスも該当しますか。
A9 該当します。

A6 全国的規模で、原則として査読付きの学術誌が対象となります。したがって、寄稿者が当該学校の教職員、学生に限定されているものは対象になりません。

Q7 「資格と条件」のBについて、合致するかどうか判断できないコンクールや、全国的規模かどうか迷う大会があるのですが、どうすればいいでしょうか。

A7 本機構あてに、原則として学校を通じて、FAX(〇三三・三二六九・〇七五〇)か、電子メール(kouhou@jasso.

Q10 「資格と条件」のCの社会貢献活動で顕著な成果を残した者については、「成績が学部（短大は学科）の上位五分の一以内の者」が条件になっていますが、本校は、GPA制度を取り入れていません。「上位五分の一」かどうかはどのように判定したらよいでしょうか。

A10 正確な判定は困難でも、おおよそ上位五分の一にはいっていると学校が判断すればそれで結構です。

Q 11 「資格と条件」のCにある、「新聞雑誌等」の種類について、地方紙も可ですか。

A 11 地方紙も含めて、一般の人が目にすることができる新聞等は可としますが、学内の新聞や学内機関紙は不可とします。

Q 12 ボランティア等の社会貢献活動の成果に優劣をつけられるのでしょうか。

A 12 学生の自主的な活動で、新しい形態を切り開くなど、その先導性、独創性などに着目して審査します。また、社会貢献活動の内容だけではなく、申請書に記載いただいた「その活動を今後の人生や学業にどのように活かしていきたいかの将来構想」にも重点をおいて審査します。

Q 13 受賞した場合、奨励金は、どのように給付されますか。

A 13 銀行振込いたします。日本学生支援機構奨学金の受給者（以下「奨学生」という。）であれば本機構に登録してある口座を利用します。奨学生以外の方は、受

賞決定通知後にお知らせいただくこととなります。

Q 14 本制度に申請すれば、全員受賞できるのでしょうか。

A 14 なるべく多くの方、二〇〇名程度を顕彰したいと考えておりますが、予算に限りがあるため、選考委員会で審査基準にのっとり厳正に選考いたします。申請者全員を顕彰できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

Q 15 本制度は今後も実施しますか。

A 15 今後も毎年度実施する予定ですが、寄附金を財源とする事業のため、規模は変動いたします。

なお、今年度から寄附金募集の広報を積極的に行っており、

何かご不明な点があれば、遠慮なくお問い合わせください。質問が多かった事項については、適宜、本機構のホームページに回答とともに掲載いたします。

<http://www.jasso.go.jp/kensyo>